

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（水産経営課）	63
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課）	63
○北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則の一部改正……………（計画室）	64
○家畜伝染病検査の命令……………（畜産振興課）	64
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業支援課）	64
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課）	65
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	65
○土地改良法による道営換地計画の決定……………（農業施設管理課）	65
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定（2件）……………（漁港漁村課）	65
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正（4件）……………（漁港漁村課）	66
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	68
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	68
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	69
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	69
○建設業を営む者に対する監督処分……………（建設情報課）	69
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	71
○道路の供用の開始……………（道路課）	72
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………（河川課）	73
○河川区域の指定の一部改正……………（河川課）	73
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	73
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	74
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	77
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	78
道教育庁実習船管理局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	78
道人事委員会規則	

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道人事委員会規則…………… 79

道監査委員告示

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程…………… 79

○北海道監査委員規程等の一部を改正する規程…………… 79

道労働委員会告示

○北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道労働委員会規程…………… 80

道警察釧路方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 80

規

則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第14号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.40パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成20年2月21日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

北海道告示第193号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
北海道本庁舎（地下2階電気室）で使用する電力
 - 予定契約電力 2,380kW
 - 年間予定使用電力量 7,085,200kWh

- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成20年3月12日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エネット
(2) 住 所 東京都港区芝公園1丁目8番12号
- 4 随意契約に係る契約金額
(1) 基 本 料 金 1,785円（1kW当たりの単価）
(2) 電力量料金 10円36銭（1kWh当たりの単価）
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総務部総務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第194号

昭和40年北海道告示第601号（北海道不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所及び閲覧規則）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

前文の事項中「第4条」を「第3条」に改める。

第1の事項中「北海道企画振興部地域振興・計画局計画室」を「北海道企画振興部総務課」に改める。

北海道告示第195号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛の結核病の予防のための検査を受けることを命ずる。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 実 施 の 目 的
牛の結核病の発生予防のため
- 2 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 （当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日）

島 牧 村 平成20年4月1日から7月31日まで
寿 都 町 同
留 寿 都 村 同
積 丹 町 同

- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛

- 4 実 施 の 方 法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第196号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浦臼土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成20. 3.14	理 事	前 田 武 彦	樺戸郡浦臼町字ヲソキナイ2番地の14
同	同	同	藤 澤 龍 彦	字於札内224番地の2
同	同	同	高 田 哲 雄	字晩生内227番地の15
同	同	同	江 上 哲 雄	字晩生内283番地の16
同	同	同	東 藤 晃 義	字キナウスナイ186番地の23
同	同	同	佐々木 光 雄	字キナウスナイ197番地の596
同	同	同	岸 田 利 男	字浦臼内172番地の97
同	同	同	山 田 輝 喜	字晩生内305番地の3
同	同	監 事	星 和 行	字晩生内227番地の33
同	同	同	澤 田 裕 之	字キナウスナイ188番地の173
同	同	同	岸 田 官 士	字浦臼内172番地の734
退 任	同 20. 3.13	理 事	前 田 武 彦	字ヲソキナイ2番地の14
同	同	同	庄 野 高 雄	字キナウスナイ189番地の255
同	同	同	高 田 哲 雄	字晩生内227番地の15
同	同	同	藤 澤 龍 彦	字於札内224番地の2
同	同	同	佐々木 光 雄	字キナウスナイ197番地の596
同	同	同	中 川 謙 司	字浦臼内173番地の96
同	同	同	江 上 哲 雄	字晩生内283番地の16

退任平成20. 3.13理事山田輝喜樺戸郡浦臼町字晩生内305番地の3 同同監事星和行同字晩生内227番地の33 同同同東藤晃義同字キナウスナイ186番地の23 同同同岸田利男同字浦臼内172番地の97					なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成20年3月28日 北海道知事高橋はるみ				
北海道告示第197号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 平成20年3月28日 北海道知事高橋はるみ 認可年月日土地改良区名 平成20. 3.18空知土地改良区 同秩父別土地改良区					北海道告示第200号 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、漁港区域に係る海岸保全区域を次のとおり指定する。 その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道渡島支庁に備え置いて縦覧に供する。 平成20年3月28日 北海道知事高橋はるみ 北海道渡島南沿岸中の川漁港海岸保全区域 市町村名海岸保全区域 上磯郡指定の区域 知内町1点の位置 基点13級基準点（北緯41度38分9.4542秒、東経140度25分53.1072秒）から275度15分45秒の方向67.800メートルの点 21から8度13分9秒の方向231.500メートルの点 補助点1の11から94度30分0秒の方向135.500メートルの点 2の12から94度30分0秒の方向118.700メートルの点 2区域 中の川地区海岸1、2、2の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域				
北海道告示第198号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（中央地区畑地帯総合整備（農業用排水施設、暗きょ排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成20年4月1日から20日間、一般の縦覧に供する。 なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。 また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。 平成20年3月28日 北海道知事高橋はるみ					北海道告示第201号 海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、漁港区域に係る海岸保全区域を次のとおり指定する。 その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道釧路支庁に備え置いて縦覧に供する。				
北海道告示第199号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、深川市多度志西地区の換地計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知支庁に備え置いて、平成20年4月1日から20日間、一般の縦覧に供する。									

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道十勝釧路沿岸榑町漁港海岸保全区域

市町村名 海 岸 保 全 区 域

厚 岸 郡 指定の区域

浜 中 町 1 点の位置

- 基 点 1 2 から205度0分0秒の方向242.000メートルの点
2 3 から210度0分0秒の方向303.000メートルの点
3 榑町漁港原点（北緯43度7分33.2321秒、東経145度6分56.0810秒）から9度0分0秒の方向59.000メートルの点

- 補助点1の1 1 から121度0分0秒の方向158.000メートルの点
3の1 3 から122度0分0秒の方向123.000メートルの点

2 区 域

榑町地区海岸 1、2、3、3の1、1の1、1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第202号

平成5年北海道告示第1798号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道渡島支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道渡島南沿岸福島漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道渡島南沿岸福島漁港海岸保全区域

市町村名 海 岸 保 全 区 域

松 前 郡 指定の区域

福 島 町 （福島地区）

1 点の位置

- 基 点 1 北海道松前郡福島町字日向122番南角（原点1）から77度30分0秒の方向55.000メートルの点
2 1 から18度0分0秒の方向139.000メートルの点
3 2 から62度0分0秒の方向38.000メートルの点
4 3 から7度0分0秒の方向163.000メートルの点
5 4 から354度0分0秒の方向158.000メートルの点

- 6 5 から354度30分0秒の方向120.000メートルの点
7 6 から4度30分0秒の方向82.000メートルの点
8 北海道松前郡福島町字福島155番の4南西角（原点2）から11度0分0秒の方向88.000メートルの点
9 8 から8度0分0秒の方向54.000メートルの点
10 9 から28度30分0秒の方向283.000メートルの点
11 北海道松前郡福島町字月崎223番南角（原点3）から181度30分0秒の方向54.000メートルの点
12 11から51度0分0秒の方向200.000メートルの点
13 12から66度0分0秒の方向202.000メートルの点
補助点1の1 1 から92度0分0秒の方向113.000メートルの点
3の1 3 から84度30分0秒の方向102.000メートルの点
4の1 4 から72度0分0秒の方向106.000メートルの点
7の1 7 から99度30分0秒の方向116.000メートルの点
8の1 8 から98度30分0秒の方向15.000メートルの点
9の1 9 から79度0分0秒の方向18.000メートルの点
10の1 10から81度0分0秒の方向25.000メートルの点
11の1 11から144度30分0秒の方向263.000メートルの点
13の1 13から139度0分0秒の方向280.000メートルの点

2 区 域

- 福島南地区海岸 1、2、3、4、5、6、7、7の1、4の1、3の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
福島中地区海岸 8、9、10、10の1、9の1、8の1及び8の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
福島北地区海岸 11、12、13、13の1、11の1及び11の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

（浦和地区）

1 点の位置

- 基 点 1 北海道松前郡福島町字浦和39番の1北東角（原点）から221度30分0秒の方向66.000メートルの点
2 1 から101度0分0秒の方向32.000メートルの点
3 2 から34度30分0秒の方向52.000メートルの点
4 3 から28度0分0秒の方向69.000メートルの点
5 4 から51度0分0秒の方向45.000メートルの点
6 5 から65度0分0秒の方向38.000メートルの点

- 7 6から91度0分0秒の方向246.000メートルの点
8 7から97度0分0秒の方向63.000メートルの点
補助点1の1 1から180度0分0秒の方向35.000メートルの点
2の1 2から142度0分0秒の方向65.000メートルの点
4の1 4から130度0分0秒の方向43.000メートルの点
6の1 6から159度0分0秒の方向54.000メートルの点
8の1 8から177度0分0秒の方向62.000メートルの点

2 区 域

福島（浦和）地区 1、2、3、4、5、6、7、8、8の1、6の1、
海岸 4の1、2の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ
線により囲まれた区域

（白符地区）

1 点の位置

基 点 1 北海道松前郡福島町字宮歌3番北角（原点）から1度0分
0秒の方向125.000メートルの点

2 1から48度30分0秒の方向236.000メートルの点

補助点1の1 1から145度0分0秒の方向61.000メートルの点

2の1 2から142度0分0秒の方向50.000メートルの点

2 区 域

福島（白符）地区 1、2、2の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ
海岸 線により囲まれた区域

北海道告示第203号

平成6年北海道告示第33号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道渡島支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道渡島東沿岸大中漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道渡島東沿岸大中漁港海岸保全区域

市町村名 海 岸 保 全 区 域

山越郡 指定の区域

長万部町 1 点の位置

基 点 1 大中漁港原点（北緯42度29分29.4680秒、東経140度21分

43.7276秒）から216度30分0秒の方向151.000メートルの点

2 1から30度0分0秒の方向390.000メートルの点

3 2から35度30分0秒の方向183.000メートルの点

補助点1の1 1から120度0分0秒の方向90.000メートルの点

3の1 3から120度30分0秒の方向70.000メートルの点

2 区 域

大中地区海岸 1、2、3、3の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ
線により囲まれた区域

北海道告示第204号

昭和35年北海道告示第887号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道胆振支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道渡島東沿岸虻田漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道渡島東沿岸虻田漁港海岸保全区域

市町村名 海 岸 保 全 区 域

虻田郡 指定の区域

洞爺湖町 （入江地区）

1 点の位置

基 点 1 2から335度5分53秒の方向60.797メートルの点

2 北海道虻田郡洞爺湖町入江21番の55西角

3 2から161度0分0秒の方向70.000メートルの点

4 3から220度0分0秒の方向152.000メートルの点

5 北海道虻田郡洞爺湖町入江302番の5南角（原点）から193
度54分28秒の方向279.025メートルの点

6 5から218度0分0秒の方向81.000メートルの点

補助点1の1 1から224度16分19秒の方向146.999メートルの点

5の1 5から313度0分0秒の方向59.000メートルの点

6の1 6から313度0分0秒の方向58.000メートルの点

2 区 域

虻田入江西地区 1、2、3、4、1の1及び1の各点を順次に結んだ線
海岸 により囲まれた区域

虻田入江南地区 5、6、6の1、5の1及び5の各点を順次に結んだ線
海岸 により囲まれた区域
(大磯地区)
1 点の位置
基 点 1 3から299度0分0秒の方向89.000メートルの点
2 1から110度0分0秒の方向40.000メートルの点
3 北海道虻田郡洞爺湖町大磯町10番西角
4 同 大磯町7番の4西角
5 同 大磯町9番の1東角
6 5から148度0分0秒の方向30.000メートルの点
7 6から130度0分0秒の方向70.000メートルの点
8 7から109度0分0秒の方向39.000メートルの点
9 北海道虻田郡洞爺湖町本町120番の1西角
10 同 本町115番の4南角
11 10から145度0分0秒の方向72.000メートルの点
補助点1の1 1から222度0分0秒の方向185.000メートルの点
11の1 11から219度0分0秒の方向186.001メートルの点
2 区 域
虻田大磯地区 1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、11の1、
海岸 1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第205号

昭和39年北海道告示第488号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課及び北海道胆振支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道日高胆振沿岸鷺別漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道日高胆振沿岸鷺別漁港海岸保全区域

市町村名 海 岸 保 全 区 域
登 別 市 指定の区域

1 点の位置

基 点 1 3級基準点（北緯42度21分30.5702秒、東経141度03分11.9836秒）から217度44分04秒の方向88.884メートルの点

2 1から32度26分50秒の方向49.655メートルの点
3 2から36度27分17秒の方向81.656メートルの点
補助点1の1 1から124度48分13秒の方向55.179メートルの点
3の1 3から127度00分01秒の方向55.808メートルの点

2 区 域

鷺別地区海岸 1、2、3、3の1、1の1、1の各点を順次に結んだ線
により囲まれた区域

北海道告示第206号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町516の4（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的 風害の防備
3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知支庁産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 紋別郡湧別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
湧別町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び増毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第209号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があっ

た。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 檜山郡上ノ国町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- (2) 保安林として指定された目的 なだれの危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
礼文町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
礼文町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (ウ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第210号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 許可の全部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社 エム・エー古瀬工業	般-17 石第2309号	平成20. 1. 9
株式会社 造 建	般-15 石第18318号	同
有限会社 エ ー ワ ン 企 画	般-17 石第18811号	同 20. 1.11
有限会社 福 田 木 工	般-16 石第3496号	同 20. 1.15
株式会社 現 代 ビ ュ ー ロ ー	般-18 石第9349号	同
株式会社 阿 部 配 管 工 業 所	般・特-18 石第4334号	同 20. 1.21
株式会社 ユ ア ー ズ	般・特-18 石第7001号	同
寺 坂 配 管 設 備 株 式 会 社	般・特-17 石第4554号	同 20. 1.29
サ ー マ ル 株 式 会 社	般-18 石第12387号	同 20. 1.30
有限会社 滝本セラミック技建	般-17 石第18847号	同 20. 1.31
有限会社 岸 田 電 設 工 業	般-16 石第3390号	同 20. 2. 4
有限会社 細 川 建 工	般-17 石第18863号	同 20. 2. 6
株式会社 北 法	般-19 石第19485号	同 20. 2. 8
テーケースチール株式会社	般-19 石第19489号	同 20. 2.12
株式会社 高 橋 硝 子 工 務 店	般-17 石第10439号	同 20. 2.14
有限会社 カネナカ光栄土建	般-17 石第10304号	同 20. 2.19
有限会社 尚 賢 設 備	般-16 石第18681号	同 20. 2.20
福 田 塗 装 株 式 会 社	般-18 石第3642号	同 20. 2.22
札幌共同アスコン株式会社	般-15 石第18132号	同
株式会社 大 和 シ ス テ ム 計 装	般-16 石第13051号	同 20. 2.26
有限会社 若 宮 鉄 筋 工 業	般-17 石第11420号	同
株式会社 道 央 機 工	般-18 石第19268号	同 20. 2.29
株式会社 アイ・シー・エー創建	般-19 石第18001号	同
有限会社 小 守 建 設	般-18 渡第1445号	同 20. 1.16
斉 藤 工 務 店	般-14 檜第122号	同 20. 1.17
有限会社 浅 田 建 設	般-18 後第40号	同 20. 1.16
丸 和 工 業	般-19 後第979号	同 20. 1.23
株式会社 ク リ ー ン 設 備	般-16 空第3392号	同 20. 1.15
大 内 建 設 工 業	般-16 空第1216号	同 20. 1.16
株式会社 富 士 匠 伊 藤 木 工 業	般-17 空第1261号	同
ハローガス共栄株式会社	般-17 空第1744号	同 20. 1.17

有限会社 新 栄 工 業	般-16 空第3159号	同 20. 1.18
和 鋼 産 業 株 式 会 社	般-17 空第2613号	同 20. 1.22
株式会社 柳 成 建 設	般-17 空第1691号	同 20. 1.23
有限会社 新 成 産 業	般-18 空第2886号	同 20. 1.29
三 起 建 設 株 式 会 社	般-19 空第617号	同 20. 2. 1
ニ コ ウ 建 設 株 式 会 社	般-18 空第3427号	同
有限会社 吉 田 建 機	般-17 空第2494号	同 20. 2. 6
日 栄 舗 道 株 式 会 社	般-18 空第1838号	同 20. 2.21
株式会社 飯 沼 管 工 設 備	般-18 空第911号	同 20. 2.22
株式会社 貝 森 組	特-19 留第333号	同 20. 1. 9
新 生 鉄 筋	般-15 留第603号	同 20. 1.25
八 田 建 設 工 業 株 式 会 社	般・特-19 日第35号	同 20. 2.18
有限会社 神 馬 建 設 工 業	般-17 十第1690号	同 20. 2. 8
株式会社 マイホームセンター	般-18 十第1863号	同 20. 2.12
株式会社 佐 々 木 組 土 建	般-19 釧第313号	同 20. 1.21
有限会社 正 光 電 気	般-17 釧第1522号	同 20. 1.24
西 谷 内 建 設 工 業 株 式 会 社	般-18 釧第1602号	同 20. 2.29

2 許可の一部廃業

商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日
大 慶 建 設 工 業 株 式 会 社	般-17 石第19031号	平成20. 1. 7
有限会社 義 建	般-16 石第16693号	同 20. 1.15
株式会社 オリエントジオサービス	般-17 石第16912号	同 20. 1.16
有限会社 本 間 造 園	般-19 石第19345号	同 20. 1.17
株式会社 飛 鳥 札 幌 機 設	般-17 石第17762号	同 20. 1.28
オルガノ北海道株式会社	特-17 石第2407号	同 20. 2. 5
ちば設備工業株式会社	般-17 石第12064号	同 20. 2. 8
株式会社 コ ア テ ッ ク	般-19 石第19484号	同 20. 2.13
緑 進 建 設 株 式 会 社	特-18 石第6269号	同
株式会社 キ タ セ	般-18 石第1471号	同 20. 2.19
株式会社 八 扇 興 業	般-18 渡第2144号	同 20. 2.12
理 建 工 業 株 式 会 社	般-18 後第1878号	同 20. 2.28
笹 木 産 業 株 式 会 社	特-14 空第3310号	同 20. 2. 6
松 浦 建 設 株 式 会 社	般-18 空第100号	同 20. 2.21
清 共 建 設 株 式 会 社	般-17 上第3742号	同 20. 1.28
大 西 建 設 株 式 会 社	般-18 上第36号	同 20. 1.29

株式会社 三 和 建 設	般-18	網第3054号	平成20. 1.17
アイランドホーム有限会社	般-14	十第3428号	同 20. 1.22
有限会社 野崎重機建設興業	般-19	十第2251号	同 20. 1.24
株式会社 川 端 建 設	特-18	十第1664号	同 20. 2. 7
丸 信 産 業 株 式 会 社	特-18	十第141号	同 20. 2.15
新 生 建 設 株 式 会 社	般-19	十第953号	同 20. 2.25
向 陽 建 設 株 式 会 社	般-16	釧第106号	同 20. 2.13
株式会社 高 橋 工 業	特-18	根第275号	同 19.12.26

北海道告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区	間 変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
岩 内 洞 爺 線 北海道小樽土木現業所	虻田郡真狩村字真狩63番1地先から 虻田郡真狩村字真狩49番18地先まで	前	20.00mから 34.00mまで	350.00m	――
		前	18.00mから 41.00mまで	307.94m	――
		後	20.00mから 34.00mまで	350.00m	――
比 布 愛 別 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	上川郡愛別町字金富158番3地先から 上川郡愛別町字金富177番4地先まで	前	10.90mから 27.80mまで	417.50m	――
		後	10.90mから 27.80mまで	417.50m	――
麓 郷 山 部 停 車 場 線 北海道旭川土木現業所	富良野市7271番1地先から富良野市東京大 学北海道演習林34林班C小班地先まで	前	17.80mから 29.80mまで	313.50m	――
		前	17.00mから 66.67mまで	310.00m	――
		後	17.00mから 66.67mまで	310.00m	――
上富良野旭中富良野線 北海道旭川土木現業所	空知郡上富良野町5217番1地先から 空知郡上富良野町3093番9地先まで	前	15.57mから 29.57mまで	430.39m	――

		前	9.50mから 28.53mまで	438.30m	---
		後	15.57mから 29.57mまで	430.39m	---
東山富良野停車場線 北海道旭川土木現業所	富良野市6685番1地先から 富良野市6685番1地先まで	前	18.18mから 18.18mまで	41.00m	---
		前	25.50mから 25.50mまで	41.00m	---
		後	25.50mから 25.50mまで	41.00m	---
十勝岳温泉美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字美瑛原野280番10地先から 上川郡美瑛町字美瑛原野281番9地先まで	前	19.60mから 50.00mまで	169.00m	---
		前	12.00mから 24.80mまで	205.00m	---
		後	19.60mから 50.00mまで	169.00m	---
和寒鷹栖線 北海道旭川土木現業所	上川郡鷹栖町2241番5地先から 上川郡鷹栖町7289番2地先まで	前	14.54mから 17.48mまで	422.16m	---
		前	16.30mから 23.36mまで	421.62m	---
		後	16.30mから 23.36mまで	421.62m	---
瑞穂東川線 北海道旭川土木現業所	上川郡東川町946番20地先から 上川郡東川町2750番5地先まで	前	11.00mから 35.00mまで	225.00m	---
		前	13.50mから 22.00mまで	200.00m	---
		後	13.50mから 22.00mまで	200.00m	---
天人峡美瑛線 北海道旭川土木現業所	上川郡美瑛町字ヨコウシ710番96地先から 上川郡美瑛町字ヨコウシ710番186地先まで	前	17.00mから 24.52mまで	160.00m	---
		後	17.00mから 46.34mまで	160.00m	---
旭温泉旭線 北海道留萌土木現業所	天塩郡遠別町字旭83番4地先から 天塩郡遠別町字旭83番3地先まで	前	16.48mから 29.49mまで	619.00m	---
		前	16.48mから 74.91mまで	590.00m	---
		後	16.48mから 74.91mまで	590.00m	---

浜 里 下 沼 線 北海道留萌土木現業所	天塩郡幌延町字下沼260番3地先から 天塩郡幌延町字下沼213番地先まで	前	25.59mから 32.57mまで	43.65m	---
		後	28.68mから 42.12mまで	43.65m	---
遠 軽 雄 武 線 北海道網走土木現業所	紋別市上渚滑町上古丹国有林網走西部森林 管理署西紋別支署1059林班イ小班地先から 紋別市上渚滑町上古丹国有林網走西部森林 管理署西紋別支署1059林班イ小班地先まで	前	24.18mから 51.80mまで	80.00m	---
		後	24.78mから 51.80mまで	80.00m	---
社名淵瀬戸瀬停車場線 北海道網走土木現業所	紋別郡遠軽町字栄野392番1地先から 紋別郡遠軽町字栄野392番1地先まで	前	17.28mから 34.91mまで	80.00m	---
		後	19.88mから 34.91mまで	80.00m	---

北海道告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年3月28日

路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	北海道知事 高 橋 はるみ
道道 赤 平 滝 川 線 北海道札幌土木現業所	赤平市住吉町62番地先から 赤平市住吉町75番5地先まで	供用開始の期日 平成20. 3. 28
道道 蘭越ニセコ倶知安線 北海道小樽土木現業所	虻田郡倶知安町字山田191番27地先から 虻田郡倶知安町字山田72番1地先まで	同
道道 仁 木 赤 井 川 線 北海道小樽土木現業所	余市郡仁木町銀山2丁目521番11地先から 余市郡仁木町銀山2丁目485番地先まで	同
道道 豊 丘 余 市 停 車 場 線 北海道小樽土木現業所	余市郡余市町豊丘町1358番1地先から 余市郡余市町豊丘町1368番1地先まで	同
道道 米 原 古 川 線 北海道函館土木現業所	函館市庵原町1番2地先から 函館市米原町79番1地先まで	同
道道 北 檜 山 大 成 線 北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町大成区富磯378番1地先（国有未開地） から久遠郡せたな町大成区富磯352番地先まで	同
道道 函 館 南 茅 部 線 北海道函館土木現業所	函館市東畑町141番4地先から 函館市東畑町149番3地先まで	同
道道 大 沼 公 園 鹿 部 線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字西大沼475番地先から 亀田郡七飯町字西大沼111番地先まで 亀田郡七飯町字大沼町616番地先から 亀田郡七飯町字大沼町609番4地先まで	同 同

道道 大 野 大 中 山 線 北海道函館土木現業所	亀田郡七飯町字大沼町601番3地先から 亀田郡七飯町字大沼町597番地先まで	同
道道 赤 川 函 館 線 北海道函館土木現業所	北斗市向野25番14地先から 北斗市本町45番1地先まで	同
道道 乙 部 厚 沢 部 線 北海道函館土木現業所	函館市赤川町443番1地先から 函館市赤川町399番1地先まで	同
	檜山郡江差町字小黑部1番地先から 檜山郡江差町字小黑部10番地先まで	同
	爾志郡乙部町字緑町275番2地先から 爾志郡乙部町字緑町284番地先まで	同
道道 小 黒 部 鹹 川 線 北海道函館土木現業所	檜山郡江差町字中網町102番地先から 檜山郡江差町字中網町106番1地先まで	同
道道 江 差 木 古 内 線 北海道函館土木現業所	檜山郡上ノ国町字早瀬国有林渡島檜山森林計画区檜山 森林管理署2137林班ろ小班地先から檜山郡上ノ国町字 早瀬国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署2137林 班に小班地先まで	同
道道 松 前 港 線 北海道函館土木現業所	松前郡松前町字松城68番2地先から 松前郡松前町字松城62番地先まで	同
道道 小 谷 石 渡 島 知 内 停 車 場 線 北海道函館土木現業所	上磯郡知内町字小谷石9番96地先から 上磯郡知内町字小谷石9番99地先まで	同
	上磯郡知内町字小谷石9番96地先から 上磯郡知内町字小谷石1番79地先まで	同
道道 石 崎 松 前 線 北海道函館土木現業所	松前郡松前町字川上308番1地先から 松前郡松前町字川上283番1地先まで	同
道道 洞 爺 湖 登 別 線 北海道室蘭土木現業所	有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志森林管理署415林 班コ小班地先から有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志 森林管理署415林班ら小班地先まで	同
	有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志森林管理署415林 班ほ小班地先から有珠郡壮瞥町字壮瞥温泉国有林後志 森林管理署415林班ほ小班地先まで	同
道道 豊 浦 洞 爺 線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡洞爺湖町洞爺町146番2地先から 虻田郡洞爺湖町洞爺町143番1地先まで	同
道道 洞 爺 公 園 洞 爺 線 北海道室蘭土木現業所	有珠郡壮瞥町字仲洞爺国有林後志森林管理署2415林 班わ小班地先から有珠郡壮瞥町字仲洞爺国有林後志森 林管理署2415林班わ小班地先まで	同
道道 洞 爺 虻 田 線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡洞爺湖町三豊221番3地先から 虻田郡洞爺湖町三豊101番1地先まで	同
道道 美 和 豊 浦 停 車 場 線 北海道室蘭土木現業所	虻田郡豊浦町字浜町72番4地先（河川敷地）から 虻田郡豊浦町字浜町52番1地先まで	同

道道 上士別ビバカルウシ線 北海道旭川土木現業所 道道 三和剣淵線 北海道旭川土木現業所 道道 東川旭川線 北海道旭川土木現業所 道道 鷹栖東神楽線 北海道旭川土木現業所 道道 和寒鷹栖線 北海道旭川土木現業所 道道 置戸温根湯線 北海道網走土木現業所 道道 北見環状線 北海道網走土木現業所 道道 北見置戸線 北海道網走土木現業所 道道 計呂地若佐線 北海道網走土木現業所 道道 幕別大樹線 北海道帯広土木現業所 道道 豊頃糠内芽室線 北海道帯広土木現業所 道道 本別留辺蘂線 北海道帯広土木現業所	士別市上士別町1768番7地先から 士別市上士別町7403番地先まで	平成20. 3.28	2 廃川敷地等が生じた年月日	平成20年 3月28日
	上川郡剣淵町南桜町9021番3地先から 上川郡剣淵町南桜町744番4地先まで	同	3 廃川敷地等の位置	星置川 左岸 札幌市手稲区星置南4丁目478番7 から小樽市銭函3丁目240番5まで 右岸 札幌市手稲区星置南3丁目479番1 から札幌市手稲区星置南3丁目52番 4まで キライチ川 左岸 小樽市銭函3丁目408番1から小樽 市銭函3丁目330番4まで 右岸 札幌市手稲区星置477番4から小樽 市銭函3丁目331番6まで
	旭川市豊岡4条11丁目117番23地先から 旭川市豊岡4条10丁目85番地先まで	同	4 廃川敷地等の種類及び数量	土地：星置川 1,315.02㎡、キライチ川727.58㎡（合計 2,042.60㎡）
	上川郡東神楽町北3条東2丁目355番68地先から 上川郡東神楽町北3条東2丁目354番12地先まで	同	北海道告示第214号 昭和56年北海道告示第649号（河川区域の指定）の一部を次のように改正する。その関係 図面は北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成20年 3月28日 北海道知事 高 橋 はるみ	
	上川郡鷹栖町152番3地先から 上川郡鷹栖町238番12地先まで	同	表の2 二級河川星置川の項図面の欄中「第3号図の3」を「第3号図の4」に改める。	
	常呂郡置戸町字中里国有林網走中部森林管理署6林班 ほ小班地先から北見市留辺蘂町字松山国有林網走中部 森林管理署1095林班に小班地先まで	同	北海道告示第215号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57 号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成20年 3月28日 北海道知事 高 橋 はるみ	
	北見市三輪493番78地先から 北見市三輪493番22地先（一般国道39号交点）まで	同	1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大松前左の沢川（Ⅱ－22－0110） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡松前町字福山（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	
	常呂郡訓子府町字日の出136番1地先から 常呂郡訓子府町字日の出72番1地先まで	同	2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 大松前中の沢（Ⅰ－22－0120） (2) 土砂災害警戒区域の表示 松前郡松前町字神明（次の図のとおり）	
	常呂郡佐呂間町字川西163番1地先から 常呂郡佐呂間町字川西165番1地先まで	同		
	常呂郡佐呂間町字川西177番1地先から 常呂郡佐呂間町字川西188番3地先まで	同		
北海道告示第213号 河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第 49条の規定により、次のとおり告示する。 その関係図面は、北海道小樽土木現業所に備え置いて縦覧に供する。 平成20年 3月28日 北海道知事 高 橋 はるみ				
1 河 川 の 名 称			二級河川星置川水系星置川 二級河川星置川水系キライチ川	

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面は北海道函館土木現業所及び松前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第216号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成20年3月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町1丁目2（I-3-146-1786）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町1丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町2-(1)（I-3-147-1787）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町2丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町2-(2)（I-3-148-1788）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町2丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町3-(1)（I-3-149-1789）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町3丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町3丁目1（I-3-150-1790）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町3丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町3-(2)（I-3-151-1791）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町3丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり
7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭母恋北町3丁目2（I-3-152-1792）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市母恋北町3丁目（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭母恋南町1丁目2（Ⅰ－3－154－1794） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市母恋南町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭輪西1（Ⅰ－3－219－1859） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市輪西町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽塩谷3丁目1（Ⅰ－1－507－3024） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市塩谷3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽オタモイ1丁目2（Ⅰ－1－24－561） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市オタモイ1丁目（次の図のとおり）	(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋4丁目（Ⅰ－1－28－565） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋4丁目1（Ⅱ－1－9－562） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋3丁目1（Ⅰ－1－65－602） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽長橋3丁目2（Ⅰ－1－66－603） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
---	---

小樽市長橋3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽市長橋3丁目3（Ⅰ－1－67－604） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小樽市長橋3丁目4（Ⅰ－1－514－3031） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 小樽市長橋3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 留萌堀川3丁目1（Ⅰ－5－58－2275） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 留萌市堀川町3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 歌志内神威8（Ⅰ－0－386－386）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 歌志内市神威（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 歌志内本町8（Ⅰ－0－409－409） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 歌志内市本町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前神明2（Ⅰ－2－289－1327） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字神明（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前神明3（Ⅲ－2－53－434） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字神明（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
--	---

松前福山 1（Ⅱ－2－187－970）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字福山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松前福山 3（Ⅰ－2－287－1325）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字福山（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(4) 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
郷土資料館沢川（Ⅰ－22－0130）

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
松前郡松前町字神明（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(4) 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を関係土木現業所及び関係市町村に備え置いて縦覧に供
する。）

北海道告示第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり
変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて一般の縦覧に
供する。

平成20年 3 月28日

- 1 函館圏都市計画区域区分に係る事項
- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
北斗市市渡の一部
- イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
- 2 帯広圏都市計画区域区分に係る事項
- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
帯広市西23条南2丁目の一部
音更町東通10丁目の全部並びに東通11丁目及び新通11丁目の各一部
- イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）
- 3 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項
- (1) 都市計画の種類 区域区分
- (2) 都市計画を定めた土地の区域
- ア 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
千歳市北信濃の一部
- イ 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

4 函館圏都市計画道路に係る事項					
(1) 都市計画の種類	道路				
(2) 都市計画を定めた土地の区域					
種 別	名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地	
幹線街路	3・3・25号 放射 5 号線	函館市万代町	北斗市富川 2 丁目	函館市港町 3 丁目	
幹線街路	3・2・31号 大 野 新 道	函館市港町 1 丁目	北斗市市渡	函館市港町 3 丁目	
幹線街路	3・4・203号 七重浜駅前 通	北斗市七重浜 1 丁目	北斗市七重浜 2 丁目	北斗市七重浜 1 丁目	

幹線街路	3・4・208号	久根別駅前通	北斗市久根別2丁目	北斗市久根別2丁目	北斗市久根別2丁目
幹線街路	3・4・210号	清 川 通	北斗市中央3丁目	北斗市中野通	北斗市中央2丁目
幹線街路	3・4・211号	上磯駅前通	北斗市飯生2丁目	北斗市飯生2丁目	北斗市飯生2丁目
幹線街路	3・3・213号	久 根 別 通	北斗市東浜2丁目	北斗市一本木	北斗市東浜2丁目
幹線街路	3・3・301号	江 差 通	北斗市市渡	北斗市市渡	北斗市市渡
幹線街路	3・4・302号	大野市街通	北斗市清水川	北斗市市渡	北斗市本町
幹線街路	3・4・303号	田 園 通	北斗市向野	北斗市本郷	北斗市向野
幹線街路	3・4・305号	白 川 通	北斗市本町	北斗市本町	北斗市本町
幹線街路	3・4・306号	大野橋通	北斗市向野	北斗市本町	北斗市本町

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

5 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別 名	称 起 点	終 点	主 な 経 過 地
幹線街路	3・4・21号 9 線 通	千歳市北斗3丁目	千歳市北信濃

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年3月28日

北海道石狩支庁長 日 野 健 一

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務委託（汚泥処理1トン当たりの単価）

2 落札を決定した日

平成20年3月6日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社C & R

(2) 住 所 苫小牧市字静川5番地の4

4 落札金額

16,800円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年1月11日付け北海道石狩支庁告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道札幌土木現業所管理部管理課

(2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

道教育庁実習船管理局告示

北海道教育庁実習船管理局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年3月28日

北海道教育庁実習船管理局長 山 谷 信 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

浮魚調査用表中層トロール網 一式

2 落札を決定した日

平成20年3月5日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 北海道ニチモウ株式会社

(2) 住 所 函館市弁天町29番2号

4 落札金額

10,290,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成20年2月1日付け北海道教育庁実習船管理局告示第5号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局

(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道人事委員会規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則第2－46号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道人事委員会規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる人事委員会が定める申請等は、別表の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とし、情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定により、人事委員会に対して行い、又は人事委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、条例その他に特別の定めがある場合を除くほか、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）に規定する知事等に対して行い、又は知事等が行うこととされている手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表

条 例 名	手 続 等 の 根 拠 規 定
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文

道 監 査 委 員 会 告 示

北海道監査委員告示第1号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程を次のように定める。

平成20年 3月28日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道監査委員規程

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4

号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる監査委員が定める申請等は、別表の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とし、情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定により、監査委員に対して行い、又は監査委員が行うこととされる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、条例その他に特別の定めがある場合を除くほか、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）に規定する知事等に対して行い、又は知事等が行うこととされている手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表

条 例 名	手 続 等 の 根 拠 規 定
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文

北海道監査委員告示第2号

北海道監査委員規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年 3月28日

北海道監査委員 段 坂 繁 美
北海道監査委員 工 藤 敏 郎
北海道監査委員 見 野 全
北海道監査委員 坂 本 人 士

北海道監査委員規程等の一部を改正する規程

（北海道監査委員規程の一部改正）

第1条 北海道監査委員規程（昭和44年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「法又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）」を「法、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」に改め、同項第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

（北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正）

第2条 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項総括監査課の事項中第18号を第19号とし、第11号から第17号までを1号ず

つ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）に基づく審査のうち公営企業会計及び財政的援助団体に係るものに関すること。

第3条第2項監査第一課の事項第3号、同項の監査第二課の事項第2号、同項の監査第三課の事項第5号及び同項の監査第四課の事項第2号中「又は決算審査に関すること。」を「、決算審査又は地方公共団体財政健全化法に基づく審査のうち一般会計等に係るものに関すること。」に改め、同項の監査第四課の事項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公共団体財政健全化法に基づく審査の総括に関すること。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

道 労 働 委 員 会 告 示

北海道労働委員会告示第1号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道労働委員会規程を次のように定める。

平成20年3月28日

北海道労働委員会会長 曾 根 理 之

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する北海道労働委員会規程

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる労働委員会が定める申請等は、別表の左欄に掲げる条例の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とし、情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定により、労働委員会に対して行い、又は労働委員会が行うこととされる手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、条例その他に特別の定めがある場合を除くほか、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年北海道規則第33号）に規定する知事等に対して行い、又は知事等が行うこととされている手続等を電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合の例による。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表

条 例 名	手続等の根拠規定
北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）	第13条本文

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第32号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成20年3月28日

北海道警察釧路方面本部長 佐 藤 正 義

- 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙、ホチキス針を除く。）） 20台（1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- 落札を決定した日
平成20年3月12日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社マルエイ六峰社
(2) 住 所 釧路市仲浜町1番15
- 落札金額
基本料金 0円
複写料金 98銭
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の告示
平成20年2月1日付け北海道警察釧路方面本部告示第5号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察釧路方面本部会計課
(2) 所在地 北海道釧路市黒金町10丁目5